Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成26年4月25日国土交通省航空局

「仙台空港特定運営事業等実施方針」の公表について

国土交通省航空局では、仙台空港における滑走路等の運営とターミナルビル等の運営を、 民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的に行うことで、仙台空港及び空港周 辺地域の活性化を推進し、もって内外交流人口の拡大等による東北地方の活性化を図ること を目的として、仙台空港特定運営事業等を実施することを予定しております。

このため、「民間資金等の活用により公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第5条第1項及び「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」(平成25年法律第67号)第5条第2項の規定により実施方針を策定し、PFI法第5条第3項の規定により公表するとともに、民間事業者からの意見を受け付けます。

1. 事業の概要

- ・公共施設等の管理者等:国土交通大臣
- ・公共施設等の所在地:宮城県名取市下増田字南原
- ・事業期間:最長65年間(当初30年+オプション延長30年以内、不可抗力等による延長)
- 事業の範囲:空港運営等事業、空港航空保安施設運営等事業、環境対策事業、

ビル・駐車場事業 等

2. 実施方針に関する説明会の実施

本実施方針に関する説明会について、以下のとおり開催いたします。

- ・開催日時: 平成 26 年 5 月 2 日 (金) 10:00~
- ・開催場所:東京都千代田区霞が関2丁目1番3号 中央合同庁舎3号館10階共用会議室A
- ・申込方法:説明会への参加を希望する場合は、受付期限までに実施方針添付の様式-1により、参加申込書を担当部局へ電子メールにて送信の上、説明会会場において原本の提出をお願いいたします。参加申込書は、Microsoft Excel により作成ください。なお、会場での申込みの受付はいたしません。
- ・担当部局:国土交通省航空局航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課空港経営改革推進室 (電子メールアドレス: koku-nekika@mlit.go.jp)
- ・受付期限: 平成26年5月1日(木)13:00まで(必着)
- ・留意事項:説明会に参加する方は、実施方針をご持参ください。 また、カメラ撮りは、会議の冒頭のみとさせていただきます。 (傍聴・カメラ 撮りを希望される場合は、上記申込方法に従い、登録をお願いいたします。)

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

3. 実施方針に関する意見の受付

・受付期間: 平成 26 年 5 月 2 日 (金) 13:00 より 平成 26 年 5 月 23 日 (金) 17:00 まで(必着)

・提出方法:実施方針に関する意見の内容を簡潔にまとめ、実施方針添付の様式-2 により、 意見書を日本語で記入し、電子メールにより担当部局に送信してください。な お、意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な 利益を害するおそれのある内容(特殊な技術やノウハウ等)が含まれる場合は、 その旨を明らかにするようお願いいたします。

> 意見書は、Microsoft Excel により作成することとし、提出者の名称並びに その部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載ください。なお、 電子メール以外の方法での提出は受け付けません。

・担当部局:国土交通省航空局航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課空港経営改革推進室 (電子メールアドレス: koku-nekika@mlit.go.jp)

4. 今後のスケジュール(予定)

・平成26年6月頃 特定事業の選定

募集要項等の公表

・平成27年8月頃 優先交渉権者の選定

・平成27年11月頃 運営権の設定

実施契約の締結

· 平成 28 年 3 月下旬 運営開始

【問い合わせ先】

国土交通省航空局航空ネットワーク企画課空港経営改革推進室 飯沼、大澄

連絡先: 03-5253-8111 (内線 49-190、49-109) 03-5253-8714/03-5253-8715 (直通)

03-5253-1658 (FAX)